

## 東京電力福島第一原子力発電所所内電源 A 系の停止事象に係る 保安検査の実施状況について

原子力規制庁  
福島第一原子力規制事務所  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

### 1. 検査の実施状況

令和 6 年 4 月 24 日の事象発生から、複数回にわたり保安検査にて事実関係の確認を行っている。確認した主な内容は以下のとおりである。

- (1) コンクリート剥がし作業により隣接する所内電源 A 系ケーブルを損傷
- (2) 所内電源 A 系ケーブルの損傷により停電が発生
- (3) (2) により免震重要棟において停電が発生し、交流高圧電源母線は受電されず、G T G (ガスタービン発電機) の起動による免震重要棟の維持に必要な電源の確保を確認するまでの間、一時的に運転上の制限 (L C O) を逸脱
- (4) 所内電源 B 系により復旧<sup>1</sup>を試みたところ、(3) の停電に伴い起動していた G T G がトリップしたため再度停電事象が発生し、B 系による復旧までの間、(3) と同様に一時的に運転上の制限 (L C O) を逸脱

### 2. 今後の対応

本件に対し、個別のトラブル事案として事象の詳細を確認の上、その影響度を評価していく。

また、本件を含む最近のトラブル事案については、令和 6 年度第 7 回原子力規制委員会 (令和 6 年 5 月 15 日) において、山中委員長及び伴委員から、トラブル事案が連続していることを鑑み、東京電力が実施している作業点検の結果を確認の上、トラブルの背景に潜在する共通要因等の分析を実施するよう指示を受けた。

東京電力からは、第 19 回特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合 (令和 6 年 5 月 27 日) において、作業点検の実施状況について経過報告があった。

これらを受け、原子力規制庁は、東京電力に対し、引き続き点検作業を実施するとともに共通要因を事業者自らの視点で分析した上であらためて報告するように指示を行った。

今後、所内電源 A 系停止事象に係る原因及び対策、並びに上述した共通要因の分析結果について、あらためて公開の会合 (令和 6 年 6 月 20 日) にて議論を行った上で、原子力規制委員会へ報告を行う。

以上

---

<sup>1</sup> ; 所内電源 B 系から A 系へ供給し、A 系から受電